わかっておきたい 判例の探し方 A門編

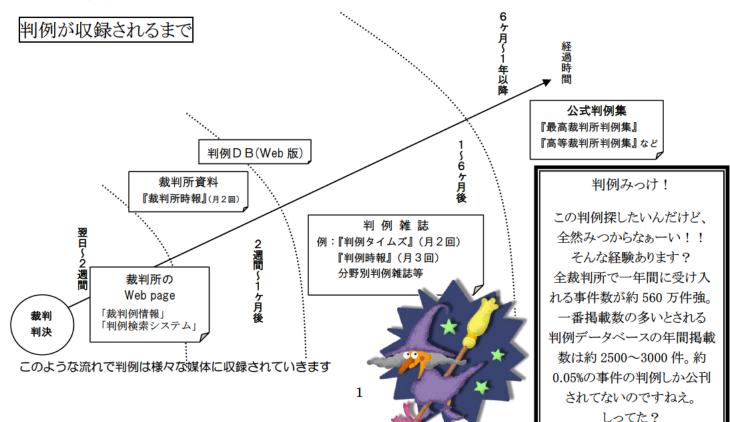
*狭義には最高裁判所の判例だけをさす場合もあります。ここでは各種判例集等に判例として掲載されているものを判例とします。

国内各地の裁判所で扱われた事件の経過や結果は1件ずつ記録され、一定期間裁判所や検察庁に保管されます。その文書のうち、ごく一部が"判例"と呼ばれ各種判例集やデータベースに掲載されます。

判例が掲載される資料には次のようなものがあります。

判例掲載資料	特徵		掲載までの期間	収録対象	備考
	利点	注意点	19-17/01	裁判所	,,,, o
裁判所・行政機関 発行の判例集 (公式判例集)	厳選された判例情報が 省略されず掲載される	掲載判例数が少ない (年間収録数約50件前後) 収録までに時間がかかる	半年~1 年以上	各裁判所	論文執筆の際は優 先して引用するこ とが望ましい
裁判所発信の Web-page	速報性あり	公式判例集への掲載内容 の一部が省略されている	翌日〜約2週間から1ヵ月後	各裁判所	
判例雑誌	判例の収録対象が広く、 比較的早く掲載される (年間収録数約500~600件)	掲載内容に一部省略あり	早くて1ヵ月後 ~6ヵ月後	全裁判所	各雑誌の索引から 検索する 専門分野の判例を 集め掲載している 分野別雑誌もあり
判例データベース	キーワードで全資料を 横断的に検索できる 判例の収録対象が広く、 数が多い (年間収録数約3000件)	判例集などの掲載資料が 発行されてから掲載され るため時間がかかる 別紙資料や図表が省略さ れている	更新頻度による が、およそ2週 間後~6ヵ月後 以降	全裁判所	情報源の多くは 公式判例集や雑誌

- ★大審院時代についての判例は、その時代の公式判例集による。 ☆現在の判例については各団体・個人の HP から入手することも可能。
- ★最高裁判所発行の判例集には、各裁判官の意見が省略されずに載るほか、第一審、第二審の事実、主文、理由が載っており、事件の流れを 知ることができる。



でも、具体的にどんな判例が調べたいのか、いまいちわかっていないし、ぴんと来ないあなた! まずは東大で提供しているデータベースや各HPから手軽に判例を検索してみましょう!

判例データベース

東京大学で利用できる日本の判例データベースは四つあります。東京大学法学部研究室図書室のウェブサイトの「データベース」ページ http://www.lib.j.u-tokyo.ac.jp/database.html から使うことができます。

どれがいいの?と思われるかもしれませんが、それぞれ収録範囲や収録誌が違いますので、一長一短といったところです。片方に載っていない判例がもう片方には載っていた、ということはよくありますので、皆さんも色々試してみてください。

データベースを利用するときは、学内ネットワークにつながった端末からアクセスしてください。

※学外からでもアクセス可能なデータベースもあります。学外からのアクセス方法の詳細については、GACoSの「学外から データベースや電子ジャーナルを使うには?」http://www.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/gacos/faq/gakugai.html をご覧ください。

データベース名	概要	学外からのアクセス方法
D1-Law.com	第一法規が提供する『現行法規』『判例体	学外アクセス不可
(第一法規	系』『法律判例文献情報』の各データベー	
法情報総合データベース)	スを融合した総合検索データベースです。	
Westlaw Japan	日本法の総合データベースです。 法令、	SSL-VPNGateway サービス
	判例、政策情報、主要判例雑誌、コンメン	または
	タール、学術論文、報道記事などから、法	認証 GW(Gateway)サービス
	律情報を検索できます。	
LEX/DB インターネット	明治8年の大審院判例から今日までに公	TKC にログイン
	表された判例を網羅的に収録した日本最	(法科大学院生のみ)
	大級のフルテキスト型データベースです。	
公的判例集データベース	公的判例集の原本 PDF を Web 上で検索	TKC にログイン
	し、閲覧できるデータベースです。	(法科大学院生のみ)

また、インターネット上で無料で公開されている判例データベースもあります。

最高裁判所	裁判所サイトトップページン裁判例情報 裁判所の判例情報を検索するホームページです。最高裁判例集 高裁判例集 下級裁判例集 行政 事件裁判例集 労働事件裁判例集 知的財産裁判例集が検索できます。 !!商業データベースには収録数で負けますが、一番掲載が早い判例情報サイトです。たまに商業データベ		
	ースにも載っていないものが載っていたりとなかなかあなどれません。!!		
	http://www.courts.go.jp/		
最高裁判所	最高裁判所図書館は裁判所の中央図書館です。こちらの図書館の蔵書検索システムでは、「内容細		
図書館	目」に平成 17 年からの、雑誌の判例掲載情報が記載されており、フリーワード検索ができます。		
蔵書検索システム	http://www.opac8.com/user/courts/court.html		

それでは早速データベースを使ってみましょう!

例題① 大判昭 10・10・5 民集 14 巻 1965 頁の判決全文と判例評釈を 入手しなさい。

判例は大体が省略されて引用され、

① 裁判所名+裁判の種類+②裁判年月日+③出典 のように表記されます。

① 裁判所名・裁判の種類

裁判所名は略称で表記されます。原則として以下のルールです。

裁判所名	略称
最高裁の大法廷	最大
最高裁の小法廷	最のみか最○小
下級裁判所	所在地+裁判所の審級(地裁、高裁など) 例:横浜地→横浜地方裁判所
大審院	大
旧大審院連合部	大連

裁判の種類	略称
判決	判
決定	決
命令	命

② 裁判年月日

判決・命令・決定等が言い渡された日の元号の頭文字+ 〇年〇月〇日で表記されます。

③ 出典

その判例が掲載されている判例集や雑誌の巻号・頁数が記載されます。複数の媒体に掲載されている場合は、公式判例集が優先します。判例集や雑誌は略称で記載されます。

今回の場合は 大 判 昭 10 10 5 民集 14 巻 1965 頁 なので、

大審院 判決 昭和 10年 10月5日大審院民事判例集の14巻1965頁

になります。

判例をデータベースではなく、紙媒体で見たい場合は、この「出典」の欄をもとに探すことになります。 法学部研究室図書室では日本の判例集は L4 階の判例室に集められています。また、主な判例集は、L6 階の法 科大学院コーナーにもあります。

判例集や雑誌の略称

判タ 金判 訟月 曹時・・・・判例集や、判例評釈が掲載されている雑誌は、省略して引用されるので、初めてみる人には暗号のように感じられるかもしれません。慣れればすぐに分かるようになるのですが、それまでは用語集を持っておきましょう。

判例集の略称については法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法[2014年版]

http://www.houkyouikushien.or,jp/katsudo/pdf/houritubunken2014a.pdf pp.24-27) や、国会図書館のリサーチ・ナビ「日本-大審院・最高裁判所判例集」https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/Japan-hanrei-sup.php で確認することができます。

雑誌や紀要の略称については、『法律時報』の毎年 12 月号(2014 年以前は 1 月号)に「文献略語表」が掲載されています。また日本評論社のページからダウンロードすることもできます。

https://www.nippyo.co.jp/blogjihou/bunryaku/ 一部コピーして持ち歩いておくと便利ですよ。

ちなみに冒頭の略称は判例タイムズ、金融・商事判例、訟務月報、法曹時報 になります。

みんしゅう・けいしゅう

判例を研究する上で避けては通れないのが、民集・刑集と呼ばれる公式判例集です。民集は「大審院民事判例集」(大正 11 年~昭和 21 年)または「最高裁判所民事判例集」(昭和 22 年~)のこと、刑集は「大審院刑事判例集」(大正 11 年~昭和 21 年)または「最高裁判所刑事判例集」(昭和 22 年~)のことを指します。

これらは公式判例集で、最高裁判所判例委員会が重要な判例として選んだものが掲載されています。ほぼ毎月発行され、真ん中のところで民事の部と刑事の部に分かれています。(ちなみに後ろのほうが刑事の部なので、たま一に未製本のものを読んだ人が刑集がないと転がり込んできたり・・)これを製本するときに分割して民集と刑集という本になります。民集・刑集の特徴は、判示事項、判決要旨、参照条文などがありますが、特にその事件の下級審の判決も掲載されているという点です。最高裁は法律審ですから、判決には事実の記載はありません。事実を知るには下級審も読む必要があるためです。

論文やレポートでは、判例を引用する際は出典が求められます。特にこれらの公式判例集は優先して引用するのが望ましいとされています。

判例評釈って何?

判例評釈(判例批評、判例研究、判例解説という場合もあり)は、実際の判例に研究者等が、判決に賛成、反対、結論には賛成だが理由には疑問が・・など、それぞれの立場から解説を加えたものです。

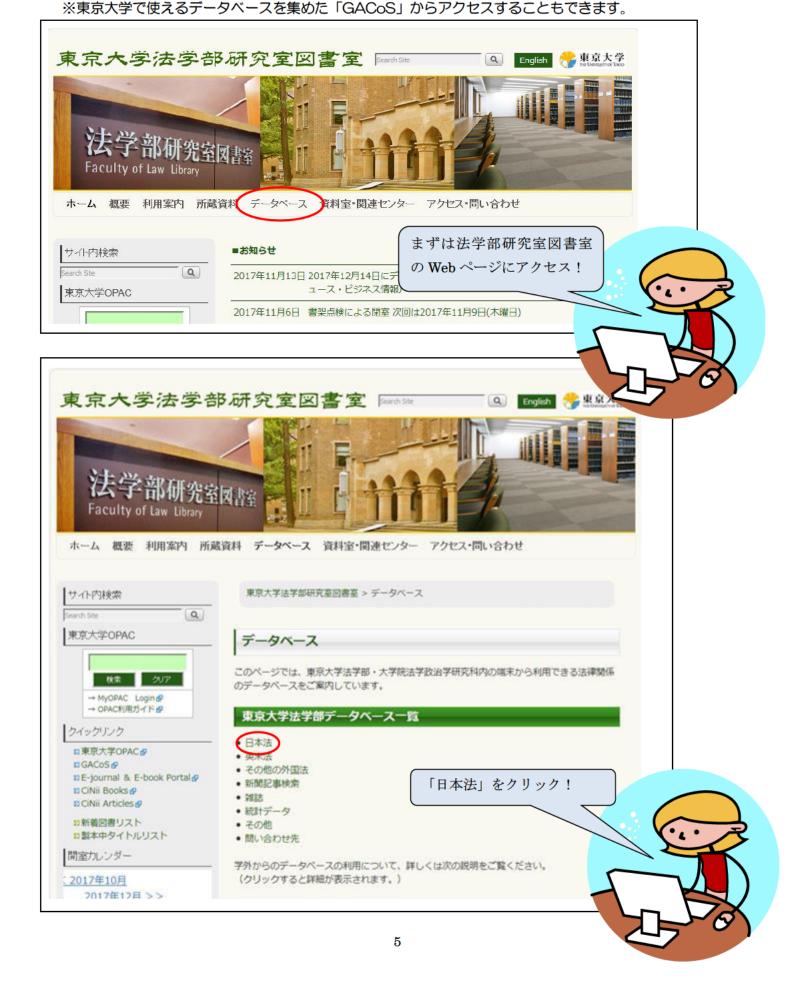
判例評釈を読めば、その判例のキーポイントが分かるため、判例研究には欠かせないものです。判例評釈は基本的に雑誌に掲載されています。

事件番号って?

事件番号は本や論文では省略されることが多いですが、「最大決平成25年9月4日**平成24(ク)984** 民集67巻6号1320頁」のように、裁判年月日の後ろに表記されることもあります。事件番号は、裁判所名と合わせて事件を特定するものです。その裁判所が受け付けた年、事件の種類を表す符号、その年の事件について振られた通し番号で構成されています。

今回の例では、平成24(ク)984は、平成24年に最高裁が受け付けた民事特別抗告事件のうち、984番目であることを示します。受け付けた年なので、判決等が出た年とは必ずしも一致しないことに注意してください。

では、まず法学部研究室図書室の「データベース」ページからアクセスしてみましょう。



データベースページにはたくさんのデータベースがあります。この中で日本の判例を探すのに役立つものを選びましょう。

日本法

D1-Law.com 第一法規法情報総合データベース♂

【学内限定】 (同時アクセス制限あり)

判例体系・現行法規・現行法規(履歴検索)・法律判例文献情報の各データベースを利用できます。

🔟 Westlaw Japan 🗗

【学内限定】 【学外利用可】

判例・法令その他から法律情報を検索できます。

■ LEX/DB インターネット

(学内限定) (同時アクセス制限10人)

明治8年の大審院判例から今日までに公表された判例を網羅的に収録した日本最大級のフルテキスト型データベースです。

Super法令Web ₽

【学内限定】(同時アクセス制限10人)

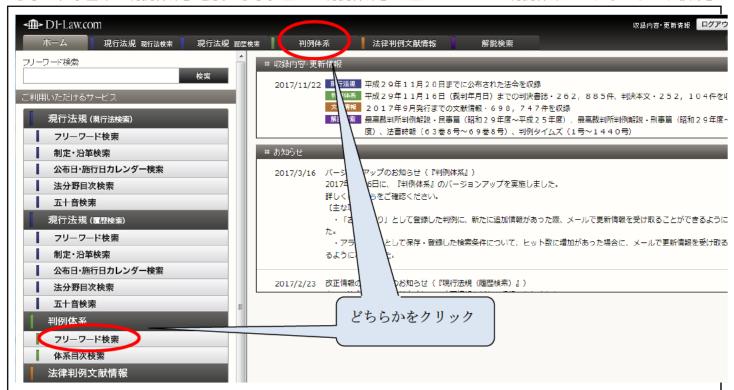
法務省責任編集による法令集『現行日本法規』に基づく法令データベースです。憲法、法律、 政令、府庁省令、規則・規定、告示、条約・その他の現行法令を収録しています。

ではまず D1-Law.com(第一法規法情報総合データベース)にアクセスしてみましょう。

D1-Law. com(第一法規法情報総合データベース)にアクセス!

こちらが D1-Law.com の画面です。では日付を手がかりに探していきましょう。

D1-Law.com は法情報の総合データベースです。判例の検索のほかにも、さまざまなデータが搭載されていますが、今回は「判例体系」を使います。上の「判例体系」か左のメニューの判例体系の「フリーワード検索」



さまざまな条件で検索することができます。今回は日付がわかっていますので、裁判年月日の欄に日付を入力します。



昭和10年10月5日に判決の出たものがいろいろ出てきますが、出典と照らし合わせて目指す判決を探します。



それでは結果をクリックしてみましょう!



続いて判例評釈を調べてみましょう。検索画面の右のほうにあるのが判例評釈の一覧です。判例評釈は主に雑誌に載っているものですので、雑誌名、巻号、ページ数を控えて直接雑誌架にいきます。和雑誌は L6 階~L5 階に、原則としてタイトルをローマ字読みにした時のアルファベット順で並んでいます。(各大学の紀要類は大学名をアルファベットにした順です。例:法学論叢→京都大学が発行しているので、Kyoto の K の棚にあります)また、雑誌によってはデータベースで見ることができるものもあります。

▼ 判例評釈 田中實·民法判例百選[1] --総則·物権<第 3版>(別冊ジュリスト104)6~7頁1989年9 遠藤浩·民事研修425号45~50頁1992年9 遠藤浩·民事研修451号27~31頁1994年1 大村敦志·民法判例百選[1] --総則·物権< 第4版>(別冊ジュリスト136)8~9頁1996年 大村敦志·民法判例百選[1] --総則·物権< 第5版>(別冊ジュリスト159)12~13頁200 河上正二・法学セミナー48巻6号74~79頁20 03年6月 大村敦志·民法判例百選[1]——総則·物権< 第5版 新法対応補正版>(別冊ジュリスト175)12~13頁2005年4月 大村敦志·民法判例百選[1]——総則·物権< 第6版>(別冊ジュリスト195)4~5頁2009年 5月

こちらの場合は、別冊ジュリストの 195 号の「民法判例百選(1)」の 4-5 ページに掲載されている、ということです。法学部図書室では、別冊ジュリストは和雑誌のJの棚、ジュリストの後ろに配架されています。

調査官解説

重要な事件になると判例評釈はたくさんありますが、その中でも特に重要なのが『調査官解説』と呼ばれるものです。調査官解説は、実際にその判決に関わった人が、判断の過程などを解説しており、研究の際には必読となっています。ただ、全ての判決について調査官解説があるわけではありません。「最高裁判所判例集」に掲載されている裁判に限ります。

また、調査官解説はまず最初に「法曹時報」という雑誌に掲載され、それが一年分まとめられて、「最高裁判所判例解説」になります。(雑誌に連載されたマンガが単行本になって発売される感じです) 判決が出る→調査官解説が法曹時報に載る→最高裁判所判例解説にまとまる、とそれぞれ時間がかかりますので、最近の判決の調査官解説を調べる時は注意してください。

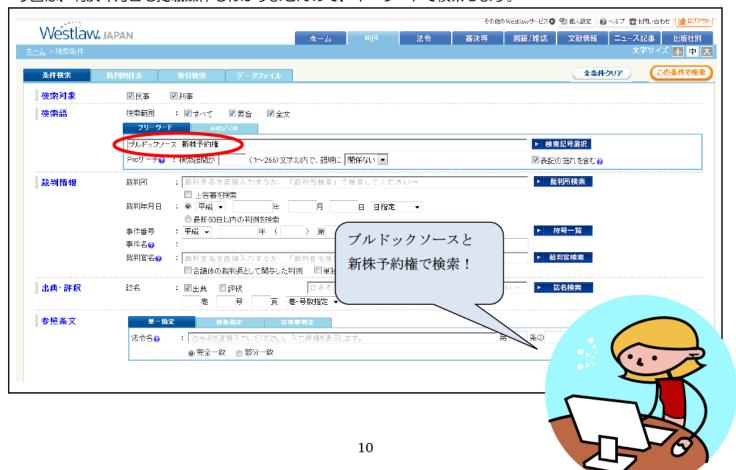
こんどは Westlaw Japan についてみていきましょう。基本的に D1-Law.com と同じような操作です。

例題② ブルドックソースとスティール・パートナーズが新株予約権を めぐって争った最高裁の判決と、判例評釈を入手しなさい。

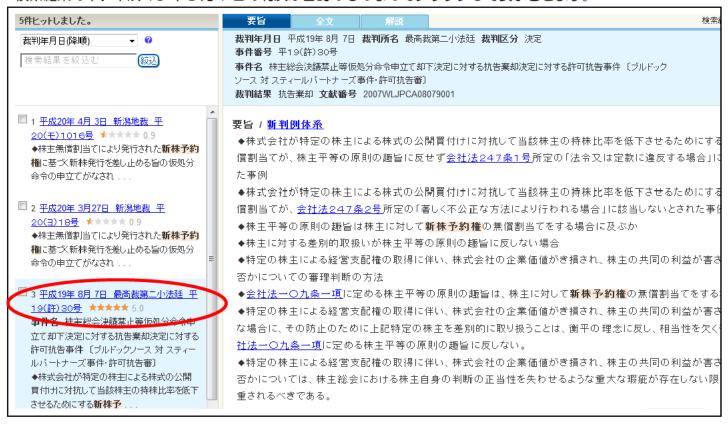
Westlaw Japan も様々な法情報が搭載されていますが、その中から「判例」を選びます。

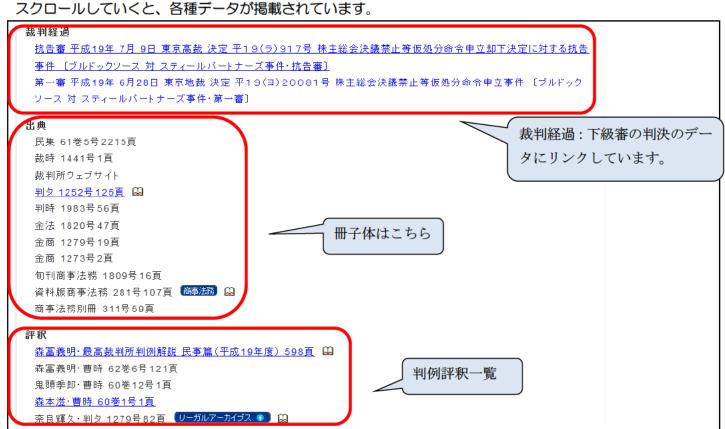


今回は、判決年月日も掲載媒体もわかりませんので、キーワードで検索します。



検索結果の中、平成19年8月7日の判決が目的のものなのでクリックして表示させます。





次に LEX/DB インターネットについてみてみましょう。

例題③ 国籍法違憲判決(最大判平成 20 年 6 月 4 日民集 第 62 巻 6 号 1367 頁)の 判決全文と、判決時の国籍法の条文を入手しなさい。

まず、LEX/DB インターネットにアクセスし、トップページから判例総合検索にアクセスします。



判決年月日と掲載文献を入力して検索してみましょう。



目的の判例が表示されたら全文をクリックしてください。

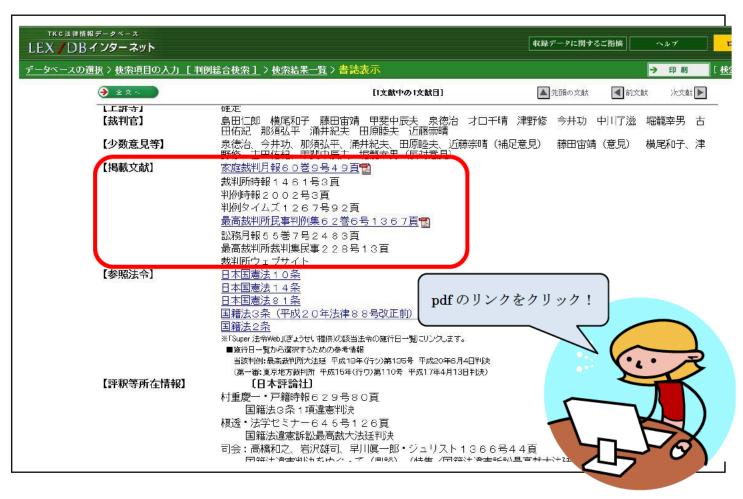


判決の全文が表示されます。

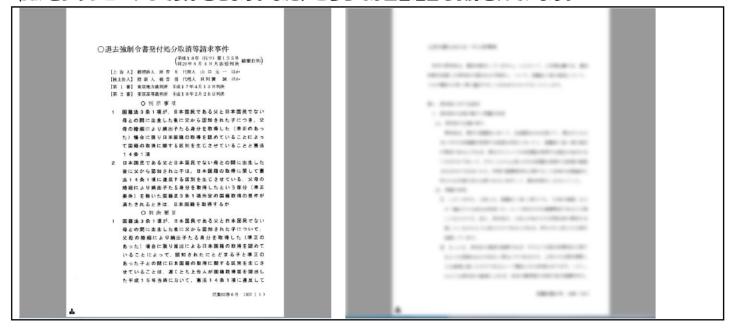


また、民集を pdf で表示させることもできます。先ほどの画面で書誌の方をクリックしてください。





pdfをダウンロードして表示させます。また、こちらでは上告理由も収録されています。



次に、判決時の国籍法の条文をみてみましょう。書誌の画面で、参照法令の項目を表示させてください。参照法令へのリンクがあります。



LEX/DB インターネットは Super 法令 Web と連携しているので、そのまま条文を参照することができます。 今回の判決は平成 20 年 6 月 4 日に出されていますので、平成 17 年 4 月 1 日施行が判決時のものになります。



クリックすると国籍法3条が表示されます。



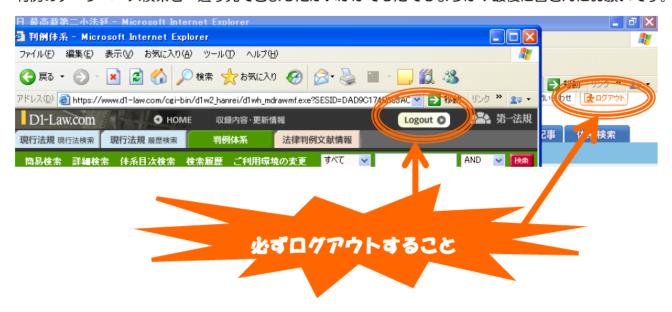
この条文は、この判決を受けて改正されましたので、ついでに改正後の条文も確認してみましょう。左のタブの「沿革」を選択し、平成 21 年 1 月 1 日施行にチェックを入れてください。



「見え消し」「改正条項のみ表示」にチェックを入れると改正箇所がわかりやすくなります。



判例のデータベース検索を一通り見てきましたがいかがでしたでしょうか?最後に皆さんにお願いです。



データベースは、同時に何人まで使える、と決まっているものが多いので、終了の際には必ずログアウトをクリックしてください。